

平成30年第2回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成30年6月20日(水) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第2号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める議会決議・意見書採択に関する請願書
 議第80号 村上市スケートボード施設条例制定について
 議第81号 高規格救急自動車購入契約の締結について
 議第82号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
- 4 出席委員(8名)

1番 鈴木好彦君	2番 板垣千代子君
3番 小杉和也君	4番 板垣一徳君
5番 本間清人君	6番 佐藤重陽君
8番 小杉武仁君	9番 鈴木いせ子君
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員

河村幸雄君	稲葉久美子君	渡辺昌君
竹内喜代嗣君	小林重平君	大滝国吉君
山田勉君		
- 7 地方自治法第105条による出席者
三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
総務課長	佐藤憲昭君
同課人事管理室副参事	忠 康博君
同課総務管理室副参事	五十嵐博君
財政課長	田邊覚君
同課契約検査室長	小川智也君
同課財務係副参事	長谷部淳君
同課管財係長	須貝直毅君
政策推進課長	東海林豊君
同課企画政策室長	田中和仁君
同課情報化推進室長	本間憲一君
自治振興課長	大滝寿君
同課自治振興室長	前川龍也君
同課公共交通係副参事	細野弘明君
会計管理者会計課長	松田明君
消防長	長 研一君
消防本部次長	小島邦広君

消防本部総務課長	倉松淳志君
選管・監査事務局長	佐藤直人君
監査委員事務局次長	鈴木一良君
選管事務局次長	齋藤正栄君
荒川支所長	小川剛君
神林支所長	石田秀一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	斎藤一浩君
教育長	遠藤友春君
学校教育課長	木村正夫君
同課参事	伊藤浩君
同課教育総務室長	榎本治生君
同課学校施設係課長補佐	園部裕昭君
生涯学習課長	板垣敏幸君
同課課長補佐	加藤涉君
同課教育情報センター長	菅原明君
同課社会教育推進室長	太田秀哉君
同課スポーツ推進室長	永田満君
同課文化行政推進室長	吉井雅勇君

10 議会事務局職員

局長 小林政一
次長 大西恵子

(午前9時58分)

委員長(鈴木いせ子君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は総務文教常任委員会所管分の案件を議題とする。

日程第1 請願第2号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める議会決議・意見書採択に関する請願書についてを議題とし、紹介議員(竹内喜代嗣君)からの補足説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

竹内喜代嗣

それでは、簡単に補足説明をさせていただく。本会議初日でも申し上げたように、これは2つの点の請願である。核兵器禁止条約への署名、批准すること、それからオブザーバーとしての締約国会合及び再検討会に参加すること、この2点である。これをこの2つを進めるということでの意見書を提出してほしいという内容である。とにかく村上市議会、そして村上市としても、入り口のところに非核平和都市宣言の看板が立っているけれども、そして昨日は平和行進ということで、原水爆禁止協会の皆さんが市にもあるいは議会にも要請行動を行って、核を廃絶しようということでご協力、一緒に頑張ろうということでお話をいただいている。特に大事なと思うのは、とにかく私たちの議員の方にはいろんなご意見の方いらっしゃるわけであるが、21世紀になって平和への流れが大きく強まっているということが大事

なところだと思う。ICANのノーベル賞平和受賞式のときの最後のくだりをご紹介申し上げたけれども、終わりの始まりにしようという被爆者の皆さんの痛切な声に答えて、ぜひともこの議会でもこの請願を採択していただくことをお願い申し上げます。それから、つけ加えると、請願意見書の趣旨説明については、請願の2つの点をクリアすれば、求めていただければ、一致できる点で内容を趣旨説明を省くなりしていただいても結構ということで請願者からは伺っているので、その点もよろしく願います。

(審 査)

佐藤 重陽

今提案の賛成議員からも話あったけれども、村上市はなぜか私もちょっとその途中のこと忘れたのだけれども、他市に先駆けて非核平和都市宣言をしているのだ。それで、国家の問題としてはいろいろあるのだが、地方議会、地方都市としてやはりその原爆の傘のもと、ある意味守られている日本から脱皮する必要があるのだという精神の考え方の中らいたら、今の国のあり方を刺激する意味でも、これはぜひ賛成すべきではないかなと。きのう平和行進と言ったが、この先毎年何か広島に、今こんな早いと思わないけれども、広島の8月6日に合わせてやはり祈念平和行進みたいなの各都市を回ってきていて、それにたしか村上市しても、村上市の議長としても何やら激励をしていたという私は記憶をしているので、そういう意味でも趣旨に、要旨に何か問題があるのであれば、皆さんご意見の中で幾らでも修正して、この問題についてはやはり当村上市のあり方、平和都市宣言をしている立場も考えて賛成していくべきなのではないか。請願採択していくべきなのではないかなというふうに思う。以上だ。

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、請願第2号については、起立全員にて採択すべきものと決定した。

日程第2 議第80号 村上市スケートボード施設条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 板垣敏幸君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長

おはようございます。それでは、議第80号 村上市スケートボード施設条例制定についてご説明をさせていただきます。本案については、競技スポーツの推進と子どもたちの夢と希望を応援し、世界で活躍するジュニア選手の発掘、育成並びにアスリートを支援することにより、スポーツの普及推進を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として整備するスケートボード施設の設置及び管理運営に必要な事項を定めて条例を新たに制定するものである。条例の概要としては、施設の名称は村上市スケートパークとし、位置は村上市瀬波温泉3丁目2番22号になる。施設の管理は、教育委員会が管理することとしている。利用時間は、午前9時から午後9時まで。休館日は、年末年始の12月29日から1月3日までとしている。第5条から7条は、利用の許可、不許可、許可の取り消し等についての条文となる。第8条、使用料は別表で定め、個人利用と占用利用に分け、利用場所ごとに設定している。個人利用の場合は1回当たり、占用利用の場合は施設を効率的に利用できるよう1時間単位での利用料の設定としている。金額は、施設全体の経費から1平方メートル当たりの単価を積算して算出したもの

をベースとし、類似の施設利用料金等を参考にしながら設定をいたした。第9条、使用料の減免については、市または教育委員会が共催して行う事業、保育園、小・中学校から大学等が教育活動の一環として利用する場合、市または教育委員会の誘致により実施される大会、競技会、合宿等で使用する場合について使用料を減額または免除することができるものとしている。減免の割合については、施行規則を定めることとしているので、その中で示していくこととしている。第11条から15条までは、施設内での行為の制限、利用権の譲渡等の禁止、特別の設備の設置、原状回復の義務、賠償責任についての条文となる。第16条は、指定管理者制度の導入を見据え、指定管理者に行わせる業務を定めている。なお、指定管理の形態は、委託料型を想定している。条例の施行日は平成31年4月1日とし、施設の供用開始は5月1日を予定し、準備を進めていきたいと考えている。以上だ。よろしく願いいたす。

(質 疑)

- 本間 清人 本会議場でうちの会派長が言っていたその指定管理のやり方について、もう一度よく説明してもらいたいんだけども。
- 生涯学習課長 指定管理については、委託料型ということで、使用料収入については、市の収入としてやっていく方式である。
- 本間 清人 今回の条例のその16条なのだけれども、第16条、指定管理者の部分で、第16条の3項、この中で2行目から教育委員会は必要があると認めたとあるのは、指定管理者が教育委員会の承認を得たと、第5条から第7条まで及び第11条の規定の適用については、これらの規定中教育委員会とあるのは、指定管理者とするということになっているが、よく見ると例えばこの第6条や第7条なんていうのは、教育委員会という部分を指定管理者という形にしてしまうと、使用させるとかさせないとかという権限をその指定管理者に持たせてしまうという条例になるよね。まして、料金利用型は、使用する料金は市に入る。委託型の指定管理料でやってくれという指定管理なわけだろう。であれば、ちょっと条文のこの部分はどうしても解せないのだけれども、管理するのは教育委員会なので、例えばこういう団体から利用したいという申し出があったときに、教育委員会にも伺わず、その指定管理者たる者が独断でいや、あなた方のところには使用させないとか使用させるということを言ってしまう条文なわけだ。その辺、教育長どうなのだ。
- 教 育 長 指定管理にあっては、やはり管理運営に関するものまでも任せることにその専門的な運営の視点から、任せていくことになっても何ら問題はないのではないかと思うけれども、もちろん教育委員会としては連携しながら管理、監視していかなくてはならないと思っている。
- 本間 清人 ちょっと1回考える。
- 佐藤 重陽 似たようなところの部分になるのかもしれないのだけれども、結局今いろいろ頭で思いめぐらせていたのだけれども、結局スケートボード教室、スケートボード塾みたいな、簡単に言えば有料習い事みたいところが使う場合には、その適用は占用利用で借りるわけか。
- 生涯学習課長 施設を利用する際、教室等を開催する場合ということのご質問かというふうに考えるのだけれども、施設管理者もしくは市、教育委員会等が主催して行う教室等については、使用料はかからないというふうに考えているし、任意の団体さんもしくはは

一定グループの方がそこを占有して教室なり、使用するということになった場合は、この規定に基づいた使用料をいただくというような形になる。

佐藤 重陽 そうすると、実態をよく見ないとわからないようなものもあるわけだ。教室というのは、その館の営業、指定管理者がここに規定されているというか、規定されていない例えば今私が言ったような塾的なものを営業することは可能なわけか、今の指定管理のこの条例の出し方をあわせて想定した場合には。

生涯学習課長 今のご質問は、例えば民間の団体であるとか個人の方がそこを貸し切って教室等を行うことが可能かというようなご質問かと解釈するのだが、この規定に、使用の目的に沿った形で利用されるということであれば、それは可能というふうに考えるが、ずっと占有して、例えば長期間占有してしまうというようなことになると、他の利用者との兼ね合いが出てくるかと思うので、そのような場合は、その団体さんと利用の調整をさせていただくというようなことになろうかと思う。

本間 清人 多分指定管理にしようとしているところは、日本海スケートパーク協会という形になろうかと思うのだけれども、歩夢君のお父さんと以前話したときに、今使っているところは市から借り受けているわけだが、その教室に通っている子どもたちから月500円だけいただいて、自分たちでとにかく天井だとかのぼろぼろのを直す分だけはいただいてやっているということなのだ。例えばこれを今指定管理者のその料金徴収を全部任せたら、いろんな使用の目的を指定管理者側に任せてしまうと、では今度は協会自体がああいう子どもを教えているときのその教室の使用料とかはどういうふうになってくるのかという問題はどうか。

生涯学習課長 その教室の開催の形態にもよろうかと思うけれども、例えば市の主催というような形で共催を開催するというようなことになれば、その教室の参加費というのは市の収入ということになろうかと思う。

本間 清人 いや、そうなのだけれども、ただ使用料は全部市に入るわけだろう。その指定管理者側には、その指定管理料で運営してもらわなければならないか。だから、それはいいのだけれども、でもその基準を決めるのも、教育委員会に書類を上げて教育委員会が決めたところに指定管理者の方にこれを許可出したから、許可出さないからということを経済委員会の判断で指定管理者に言うのであればわかるのだけれども、今の条例の中でいけば、全ての権限を指定管理者に任せるということになっているわけだ。教育委員会と書いてあるその文言が指定管理者が決定された場合には、これが全部指定管理者に文言が変わるという条例なのだから、それはだからおかしいのではないかということ。では、全然教育委員会なんかは、その打診しなくても指定管理者側の権限で決められるのだから、教育委員会はただ上がってきた書類に判こを押すだけで終わるといって、ただ承認の判こを押すだけの教育委員会なのだという。でも、さっきの答弁は、この建物に対する管理は教育委員会でやると言っているのにもかかわらず、条例は指定管理者に全ての権限を与えるという条例なのだ。こういう条例つくるのなら、全ての指定管理そういうふうにするにすればいい、そうすれば、夕日会館なんて何も問題起こらないのだから。違う、副市長。指定管理者に全部では責任持たせればいけないか、どういうふうに使おうが何しようが。そうすれば、夕日会館みたいな問題だつて起きないだろう。

副市長 済みません、夕日会館の問題はちょっと別といたして、今回のこのスケートパークについては、あくまでもやっぱり教育委員会が管理責任を負うというその大原則があるわけであるので、全部が全部その指定管理者に委ねてしまうということでは決

してないというふうに私は理解をしている。

教 育 長 第11条にうたっているように、やはり教育委員会の許可を受けたときはこの限りではないと。でも、基本的に11条に掲げたような行為をしてはならないとあるので、やはり今副市長も答弁されたように、基本的なことは全て教育委員会が管理する中でやっていくのだと考えている。

本間 清人 いや、教育長ちゃんと読んで。この指定管理者の第16条のその3項の中にちゃんと書いてあるだろう、だから。第5条から第7条まで及び第11条の規定の適用については、これらの規定中、教育委員会とあるのは指定管理者とすると書いてあるのではないか。今言った、あなた11条は教育委員会と書いてあるなんて、この教育委員会が指定管理者が決定されたときは、これ指定管理者になってしまうのだ。ここは、今度日本海スケートパーク協会になってしまう、今教育委員会と書いてある文言は全部指定管理者が決まった場合。では、今教育長言ったこと全然違う。どうなの。

教 育 長 今委員おっしゃるとおり、11条についてもそのような文言が出ていたので、ただ基本的な運営管理に関しては、教育委員会が責任持たねばだめなのは当然のことなので、それを前提として必要な応じてしっかりその指定管理者と協議をして取り決めていかなければならないのだと思う。その上で、権限を管理を任せる、そういうことになるのではないかと考える。

本間 清人 理屈とかそういうのはわかるのだ。問題は、この条例文自体がこういう条例文で出していること自体おかしいのではないかということを行っているわけだ。だったら、ほかの指定管理のところも、全部のそういうことを全部その指定管理者側の名前に変わるのか。これは、村上市が管理するところが村上市が条例文によって、では指定管理が決まった場合には、例えば株式会社まほろばだったり、今指定管理受けている方に全部変わるのか、名前は。そうではないだろう。例えばそこで何か問題あった。事故あった。例えば駐車場も事故があった。そういった問題も、全部この教育委員会という文言が指定管理者決まったときに、全てのこの文言から教育委員会という名前が消えるのだ。指定管理者の名前になってしまうわけ。

(何事か呼ぶ者あり)

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。
(午前10時23分)

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。
(午前10時25分)

鈴木委員長 発言する方、後ろの方は職名をおっしゃってから発言願いたいと思う。

社会教育推進室長 今ほどの関係になるけれども、あくまでも条例規定上の6条、7条等については、この規定の範囲内でその指定管理者が判断するということになる。これはなぜかと申すと、今回のスケートパークに関しては、その日来られたお客さんをその場で許可申請をいただくような形態になって、結果としてその場で許可決定をするということになる。ついては、事前申請制度ということではなくなるので、現場での判断が必要になるということで、指定管理者についてはこの文言が用いられているということになる。以上だ。

本間 清人 これ、その場でその日に来た人にもそういう1時間、2時間そのやつをすぐそうや

って許可させるのだね。

社会教育推進室長 個人利用の方、当然一般の施設と同じように来られて、その場で使用したいというふうに来るので、そこで利用許可については出すというような格好になる。

本間 清人 例えば個人利用というのはどういうことなのだろう。例えばアリーナなんかの個人利用なんていうのもやるのか。例えばマナボーテなんかは、4日前に言わないと許可出さないとか、大体市のやつでその日に行ってその日に使わせてくれるなんていうのはなかなかないよね、体育館としては。それなのに、そのトレーニングルームの上にあるああいう機械とか走るところとか、パルパークの上走るとか、そんなのはいいけれども、例えば体育館の使用にしても、では高校のテニス部がその日に行って使わせてくれなんていってもそれは無理なわけではないか。それをこのスケートパークは、その日に行った団体であっても、ではスケートパーク協会の管理者がいや、今あいているから大丈夫だ。では、2時間だったら貸すよという形をとるとのこと。

社会教育推進室長 済みません、ちょっと私のほうで説明の不足があったので、申しわけない。委員今おっしゃられている部分については、恐らく団体さんの占有利用という格好になるかと思う。占有利用になると、当然事前申請が必要になると思う。ただ、団体さんであっても、個人単位で行う競技であって、ほかのお客さんと一緒に滑ることが可能であるということで来られた場合は、その場で許可を出すというような形になる。

鈴木委員長 本間委員、いかがか。

本間 清人 では、その場で許可を出すというのは、そういう個人でどういう形態があれなのか。例えば日本海スケートボード協会が今の旧公民館でああやって子どもたちと一緒にやっているような感じで、またスケートパークに今度はこここのところでそういうことをやっているわけではないか。そのときに、例えばうちのせがれなんかはちょっと行ってみたいからという体験で行ったときに、それを自由にその許可を出して滑らさせるというのはそれでいいのだけれども、そのやつをするがためのこの条文を全部その指定管理者の文言に教育委員会が変わる必要がどこにあるのかなと思うのだ。だって、結局はその使用許可証、団体が今使用するには事前許可が必要だと言っているわけではないか。その団体使用許可証は、恐らく指定管理者の名前の書類ではないはずだね。村上市教育委員会になっているわけだろう、恐らく。教育委員長、遠藤友春とかという名前になっているわけではないか。その辺なのに、全てこの条文に関してはその指定管理者の名前に、指定管理者が決まった途端にこの条文の教育委員会と書いてあるところが指定管理者に変わるところがどうもやっぱりどうしても解せない。

生涯学習課課長補佐 指定管理に、指定管理者業務の中でスケートパークの利用許可に関する業務というものを行わせることができる定めとしている。指定管理者においては、この条例あるいは規則に定めるものに従って利用の許可、不許可をしていただくということで、業務の遵守をお願いするような形で運営していく想定でいる。なので、この条文上の読みかえ規定については、適用を考えて今回提案をさせていただいた。

本間 清人 指定管理の形態とか何かいろいろあるのだよね、3つぐらい、料金はその指定管理者に入ってとか。逆にその施設を年間契約で指定管理者側が市に例えば年間120万円、月10万円という金を払ってここを指定管理する。そのかわり、全ての使用料から、営業利益から、施設の電気、水道、ガスからも全ては指定管理者側が負担する

というのであれば、恐らくこの条例でも俺はいいと思うのだ。でも、料金は市に入り、なおかつその建物の維持管理という経費を含めた中での団体は、指定管理者としてここに選ばれるのに、その相手を使用させるとか使用させないか、きょう来たからきょうの人に対し、いや、あなた入れ墨入っているからだめだよとか、そんなことは指定管理者側に任せるで本当にいいのだろうか。どうなのか。

鈴木委員長 暫時休憩するか。
(何事か呼ぶ者あり)

社会教育推進室長 委員のほうが想定されるという部分も考えられないことではないのだけれども、先に指定管理者側のほうで必ずしもその許可、不許可の分を前提で閉ざすということだけではなく、場合によっては来られたお客様の中で、その他のお客様に迷惑をかける等の心配もされる。そういった場合については指定管理者側、現場にいるところの判断で当然お断りをしなければならない状況も往々にして考えられるので、今回提案した内容はこういうふうな形になっている。

佐藤 重陽 そうしたら、単純に今あるその生涯学習課で本来管理している体育館関係全て同じような今指定管理者の出し方をしているか。

生涯学習課課長補佐 現在の体育施設については、利用料金併用型を採用していたかと思うので、文言については若干表現が違っているかと思う。

生涯学習課長 済みません、補足させていただく。現在の市内の体育施設の利用申請の方法についても同様であって、当日個人の方が利用したいというふうに来られれば、窓口のところ指定管理者であるスポーツクラブさんが許可の判断をされるということになるし、団体さんで占用しようということになれば、事前に申請をしていただくというような形をとっている。

佐藤 重陽 ということは、その体育施設有料で貸すのみんな貸しているわけだけれども、野球場もそうだけれども、今は全て指定管理に出しているわけだけれども、その条例上も中では今の同じような5条から7条、また第11条に並ぶような条項については指定管理者に、要するに教育委員会の管理を指定管理者と変えるというふうに条例がなっているか。

スポーツ推進室長 村上市体育条例についても、同じように教育委員会から指定管理者というふうに改める。

本間 清人 いや、今例えば体育施設に関しては、NPO法人と希楽々さんとか、あと何朝日だったか、そういうようなところ全部やっているわけではないか。でも、今言ったのは料金併用型だから、結局利用料金もその指定管理者側に入るわけだよね。それと、今回のやつは、併用型ではないわけだから、使用料金は教育委員会というか市に入るのにもかかわらずそれと同じにしているというのは、やっぱりちょっと違うのではないか。というのは、第5条なんかでもこの文面でスケートパークを利用とする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとしたときも同様とする。教育委員会は、前項の許可の際スケートパークの管理上必要な条件を付することができるという、これが全てその教育委員会というところが日本海スポーツ協会になった場合、何か俺この条例ちょっとおかしいと思うのだけれども。いや、俺指定管理者に任せてそのスケートパークさんにやってもらおう、それは一番いい。あそこは、ずっと長年ああいうふうに来てきているのだからその実績もあるし、そんなのよその例えば体育協会であったりスポーツ団体に任せるよりは、絶対それでいいのだ。もうあの会館の名前なんか平野歩夢記

念館でもいいぐらいだ。本当にそれでいいのだけれども、ただやっぱり公のその行政の条例文として本当にそれでいいのかという。あくまで、例えば教育委員会という形の中に括弧とか、指定管理に出した場合にはその指定管理者の権限とするととか、そういうのを附帯でつけておけばまた別だ。だって、指定管理だってこの先では10年になるか5年になるかの指定管理の中で、公募にしてまた別なところになる可能性だってなきにしもあらずなわけだ。そうすると、またその都度条例改正というか、並行の議案が上がってこねばないわけだろう、条例改正案というか、この教育委員会をその指定管理者という名前に全部変えた場合は。だから、教育委員会のままにしておくのが何で悪いのだから、逆に。今このままの条例で通すのだったらいいのだけれども、だから変えてもらいたいのは、さっきから言っているように、その指定管理の中のその第3項、教育委員会が必要とある場合はと、その教育委員会を全てその第5条から第7条及び第11条の教育委員会を指定管理者に名前を変えるという条例に、ここの部分だけ削ってほしいわけだ。

教 育 長

他の体育施設においても、ここで盛り込んだような、例えば教育委員会が特別の事由があると認めたとあるのは、指定管理者が教育委員会の承認を得たとする。そして、他の条項の規定の適用については、教育委員会とあるのは指定管理者とすると読みかえるという規定がまずされている。その上で、先ほどの利用許可なのだけれども、利用許可というのは行政処分にあたると。教育委員会が定める処分規定に従って、指定管理者が手続をとることになるので、教育委員会と市とその団体が協定を結ぶときにきちんと覚書を交わすことになるのではないかと思う。

本間 清人

ちょっと長くなって済まないけれども、今それは体育施設は料金併用と言っているのではないか、だから料金だってその管理者側に入るのだから。でも、今回の場合は料金は入らないわけだろう。市に入るわけだから、もし俺がその指定管理者側になった場合はいや、そんなこと言われても、料金なんて全部市にやって俺もらっているわけでないから、そんなの市に言ってくれとならない。だから、その責任までを全部指定管理者側にやらせること自体が、だからさっき言ったような体育施設と同じに料金併用型だったらいいのだ。全部使った料金も、その日本海スケートパーク協会に入る、俺前提でしゃべっていて申しわけないけれども。そういうのであれば、例えば今までの体育施設と同じに、その決定とかも全て任せるという条文になったとしてもいいのだろうけれども、料金は全部市に入ると言っているのにもかかわらず、条文はその指定管理者というのは変ではないのか。

生涯学習課長

委員おっしゃる点についても承知はしているが、この条文の中で想定しているのが先ほども職員申し上げたが、当日個人で来て利用するという場合がこの施設の場合かなり多いのかなというようなことで想定をしている。その際、受け付けに来て教育委員会の許可を得てから利用というようなことになると、非常に事務煩雑になるというようなこと等考えてこのような条文にさせていただいたということである。

本間 清人

いや、そういうのであれば、その条文つけ加えればいいではない。条文にでは不備あるということだから、自分で言っているように。では、当日利用される個人の利用者に関しては、指定管理者側の判断に委ねるという条文をつければいいだけだろう。

生涯学習課長

そのような手法もあろうかと思うけれども、ここの16条3項の中で包含できるというような判断でこのような条文にさせていただいた。

佐藤 重陽

課長、俺もこれ反対とかそういうことではなくて、いろいろ考えているのは、やっ

ぱり指定管理の出し方によって、この条文で今までの体育館、グラウンドはこうだと。考えてみると、その指定管理の出し方によって条例は少し変わらないとやっぱり逆におかしくなるかもしれないなと今思い出しているのだけれども。というのは、やはり今回の利用、使用料は教育委員会に入ってくる。または、使用料がその指定管理者に入って維持管理していくのでは、その維持管理に対する責任のやっぱり度合いとか重みが変わってくるから、それに対しておのずと経営努力というものが変わってくることになるのではないかと。そうすると、やっぱりそれによっての条例というのを考えないとうまくないのかなという気がしているのだけれども、どうか。

生涯学習課長 施設の維持管理、運営等についてどのような形が最良かというようなことをいろいろと検討してきた中において、開設当初については指定管理が適当であるというような判断であるし、その中において委託料型ということで、使用料は先ほど申し上げた行政のほうに入るというようなことで、基本的にまずその施設が新設の施設であって、維持管理等々の経費も積算は当然しているが、なかなか不確定な要素も多いというようなことがあるので、当初は行政のほうの管理のもとに運営をしていただくというようなことで想定して今回の条例を提案させていただいたところである。

副市長 ご議論いただいているところであるけれども、他の施設がどんなふうになっているのかというようなことも踏まえて、総務課のほうからちょっと担当の職員に説明をさせたいと思うが、いかがか。よろしいか。

人事管理室副参事 指定管理者制度については、従来の委託の制度と違ってその管理と運営を一体的に行うといったところがまず最大のメリットということで挙げられる。その中で、今ほどお話あったその使用の許可について指定管理者にまず委任するというのがこの制度の最大の特徴ということであって、ほかの施設についても、その使用許可については指定管理者が行うというような内容になっている。今回のケースについても、その委託料型また利用料金型という制度の違いはあるけれども、許可についてはあくまでもその指定管理者が行うというものであるが、ただその許可の基準というのは、あくまでもその教育委員会が定めた基準内で行うものであるもので、その部分が指定管理者に移ろうが教育委員会が行おうが許可の基準が変わるものではないし、当然その不公平な許可ということにはならないというふうに思う。

板垣 一徳 今の問題は、私は大体理解はできたが、県内にこれに似通ったような施設というと5カ所あるよね。あると思うのだが、その施設が運用していくには、あなた方そういうところからも知恵を学んだのか。それとも、全然そういうところは関知なしにこの条例を村上市独自でつくったのか、その辺課長。

生涯学習課長 条例の作成に当たっては、県内の例えば類似の施設だとかに伺って直接聞き取りをしたというようなことはない。ただ、施設については、実際に行って視察をさせていただいたり、運営方法とかについての状況については確認をしている。この条例を作成するに当たっては、基本的に市の体育施設の条例があるので、それらを条文の基本的な構成として積み上げをさせていただいて、最終的に指定管理者に関する規定をつけ加えたというような条文のつくり方にしている。

板垣 一徳 もう一点、この4条だ。1年間365日の中で6日間しか休日をとらない、こういう条文になっているよね。これ、果たして指定管理者本当大変だと思うのだが、毎日そこを扉をあけておかないとならないよね。この辺は、この条例どおりにいわゆる

359日やるという考えなのか。

生涯学習課長 基本的にはこちらにあるとおりであるが、2項において、必要があると認めるときは利用時間変更もしくは臨時閉館しというような条文をつけ加えさせていただいている。この中において、例えばメンテナンスであるとかの所要期限によっては休館というようなものが出てくるかと思うが、基本的にそれ以外については開館をするということで考えている。こちらのほうの考え方については、まず大勢の皆さんに、そして広く使っていただきたいというような考え方でこの開館時間、日数に設定をさせていただいた。なお、利用が時間帯によってかなりばらつきがあるというふうにも想定される。午前中というのは、なかなか利用がそのアリーナの部分に関しては少ないのかなというように想定しているので、常時同じ人数の職員が従事するというのではなく、その利用者数の状況を踏まえて、職員の勤務体制等についても変更していけるような形を考えているので、できるだけその指定管理を受けた事業体についても、そういう負担の出ないような形でというようなことをこれからまた一緒に考えていきたいと考えている。

板垣 一徳 もう一点お願いします。先ほど県内の6カ所のことは、全然参考にしていない条例だということで、これは終わりなのだが、この料金だ。これは要望だが、やはりよそしか高くはこの北のところまで足運ぶの大変だと思うのだ。安くしろとは言わないけれども、やっぱりよそのこういうスケートのものもできているわけだから、その辺を参考にして、余り高ければこの県北まで私は来ないのではないかと思うのだ。だから、その辺のことも十分今できているところがあるわけだから、その辺と対照して、そして見直すときには見直すということこれは教育長強く、要望でもいいのだが、答えるならどうぞ答えてくれ。

教 育 長 現時点で算定した額なのだけれども、当面この料金体系でいかせてもらって、振りかえ、見直さなければならぬと判断したときには、また委員ご指摘のとおり改めていかねばならない場合もあるかと思う。

生涯学習課長 補足をさせていただくが、今回の利用料金を設定させていただくに当たっては、近隣あるいは全国各地の類似の施設の料金等も一応参考にいたしました。委員おっしゃるように、高い料金ではなかなか利用が難しいだろうということで、そちらのほうも考慮した中で今回の料金設定とさせていただいて、基本的には大勢の皆さんにとりあえず利用いただくということを基本に考えて設定させていただいた。

板垣 一徳 はい。

本間 清人 決してこの条例とか、このスケートパークに対して反対しているわけではなくて大賛成なのだけれども、やっぱり市で決める条例に関しては不備あっては困るから、そのことで私は言っているだけなのだ。それが教育委員会がそう変わったところで何ら差し支えないのだと。何も迷惑かけないのだと。何の損害も与えることはないのだということであれば、俺はそれで別にいいのだが、例えば1点だけ、今その料金のことでもちょっと実は俺質問したくて、紫雲の里やほかのところではいった場合に、胎内のパークホテルもそうだが、お風呂に入る。市内の方とか65歳以上とか、そういうのを持っていった場合に、例えば胎内市の方は割り引きになったり、新発田市の方は割り引きになったりする施設が多いわけではないか。ここの施設に関しては、全ての料金が一律化になっているけれども、せっかく村上市の大切な税金をかけて使ったわけだから、村上市内に在住の方とそうではない方との差別が一切つかない料金システムなのだけれども、できればやっぱり村上市内の方々は、例えばこ

れの料金よりも安くとか、そういう設定だって本当はあってもしかるべきなのかなと思うのだけれども、その辺のことはいかがなのか。

生涯学習課長 今ほど委員おっしゃった件についても、当然話題に出た。料金設定をする際に、市内、市外もしくは県内、県外の区分けをしてはどうかというようなことも検討したし、料金についても一応算出した経緯もある。ただ、最終的にはこの区分けをしなかった点については、基本的には市内の方々がメインで使っていただくという、市民の皆様をベースとして考えているし、あと市外からご利用の方々についても、大いにこの施設を利用していただくというように、今回区分けはしないで大いに利用いただきたいというように一本化させていただいた。委員ご提案のあった、市民については安く設定してはというふうな話については、こちらの条例ではなく、今度運用の中で例えばよく他の自治体さんとか施設でもあるが、市民特別割り引きとかというように形の中で、料金を差をつけるのではなくて、基本料金の中から市民の特典をつけるというような方法もあるので、そういう中で市民の方に大いにまた利用いただくような方法も別途考えていただきたいというように今回の提案になっている。

本間 清人 長くなるので、最後にするが、今の既存の施設は、例えば開志高校さんとかNSGとのタイアップで多分生徒さんが来たりしてやってタイアップしてやっているし、歩夢君だって開志出たわけだから、今後それがこの新しい施設になった場合に同じ形で継続はしていくのだろうけれども、その場合はやっぱり全て減免でやっていただけなのか。

生涯学習課長 その件についても、いろいろ議論になったところであるが、新しい施設ができて今委員おっしゃる開志国際さん等が今部活で利用されているということは承知しているので、その形態がスケートパークをどのような形態で、部活動としてご利用されるのか、スケートパークのほうが主催する事業等に参画をするというふうな形態になるのか、その形態によって使用料をいただく、いただかないというような部分が変わってくるかと思うので、そちらについては、これから学校さんも含めて相談をさせていただくというように考えている。

本間 清人 あともう一点、公民館とかずっとその定期的に使っている方が、例えば踊りの会だとか将棋の会だとか、いろんな会がずっとその部屋を使っていく場合に、もうその水曜日の夜7時からだとずっと仮に押さえて、年間みたいなスケジュールで組まれてしまっているわけだ。今ここの施設の監視もそうそう、例えば横浜から今30人来たので、きょう使わせてくれなんていうことはないにしても、その区分けとか、何か一定の方だけが占有でだと例えば日曜日は10時から5時までそのある一定の団体だけがアリーナを占有されるような形の使い方にもなるようなことになった場合は、また考えいただかないと、皆さん平等に使わせて、市民の方が優先にと言いつつも、何か違う団体だったり、結局部活で使わせるのを減免で俺やっても絶対いいと思うのだけれども、いいのだけれども、それが何か全てその施設の占有化されていくようなことにだけはならなければいいなというのはちょっと心配しているのだけれども。

生涯学習課長 その件についても、検討させていただいている。今回建設をする施設については、かなり大きな施設になるので、教室とあと個人利用、同じ中で例えば半分に分けてこちらは教室、もう半分は個人利用というような形の使用も十分可能な広さとなっているので、そのような柔軟な利用形態も対応できるというふうに考えているので、

そこも含めてこれから検討させていただきたいと考えている。

鈴木 好彦 長くなって恐縮なのだが、1問だけちょっと確認させて、1件だけ確認させていただくが、11条の行為の制限というのがあるが、7号は包括だが、1号から6号のうち3号以外は一応行為は客観性があるのだ。誰が見てもそうだなと思われる部分あるのだけれども、この3号の迷惑となる服装あるいは行為、これは教育委員会なり指定管理者が判断するわけだけれども、これの客観性というのはどう担保されていくのか。

生涯学習課課長 補佐 この3号については、他の方が不快に思うような、例えば異臭を放つような服装をしているのだとか、あるいは行為としては、洋服を脱いだ状態というのか、はだかに近いような状態でというような部分のことを想定しているのだから、客観的な判断というのは、臭気だとか見た目、そういった部分で判断することになるかと思う。

鈴木 好彦 その見た目というのが判断する方の価値判断で変わってくるのではないかと思うのだけれども、その辺運用上不安があるなという疑問あるのだけれども、それはどうクリアされる。

生涯学習課長 どのように判断をするかということであるが、当然その指定管理となる事業体さんのほうと、そういうところについては詳細いろいろ打ち合わせをすることになるかと思うが、ここでいうところの私どもが想定している服装というのは、華美な服装とか、例えば今の若い子たちが腰パンだとかどうのこうのというようなものを想定したものではないので、社会一般的に見ておかしいというふうなものであるのだから、余り具体的にではこういう服装でということまでの規定は考えていないが、普通に考えてこれはおかしいのではないのというようなところについては、利用の制限をさせていただくというような想定である。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

（午前11時02分）

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

（午前11時13分）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第80号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第81号 高規格救急自動車購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（消防長 研一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

消防長 それでは、議第81号である。高規格救急自動車購入契約の締結についてである。説明させていただく。本案については、5月11日、随意契約によって仮契約書を交わしている高規格救急自動車の購入契約の締結である。こちらのほう、私どもの消防署の本署に配備している高規格救急自動車1台を更新するものである。入札に当たって、高度管理医療機器販売業の許可を受けていることが必要となって、こちらの

条件を満たす本市の入札参加登録業者というのが1社であったことから、1社随意契約によって1,868万4,000円ということで仮契約させていただいているものである。では、次のページごらんいただきたいと思う。高規格救急自動車購入概要ということで、資料1つけさせていただいた。こちらのほう、私どもの以前の高規格救急自動車であるが、こちら平成18年導入の車両であって、その入れかえということで今回お願いするものである。私どものほう四輪駆動また寒冷地仕様ということで、あと救急業務実施基準に基づく要件に適合するものということで今回提案しているものである。あと、性能、主要装備等についてはごらんのとおりである。資料2として、写真つけさせていただいて説明させていただいているので、ごらんになっていただければと思う。よろしく願います。

(質 疑)

佐藤 重陽 消防長の説明だと、これは新たに新設というか、追加でなくて入れかえなのだね。今までのやつは結局もう使えない、こういうことになってしまうわけか。

消 防 長 私どものほうに2台実はあるわけなのであるけれども、その古いほうが平成18年に納車した高規格救急自動車であって、こちら走行距離14万4,000キロとなっている。そんな中で、私ども10年、15万キロというのが一応の目安と考えていて、その1台を更新するものである。よろしく願います。

(何事か呼ぶ者あり)

佐藤 重陽 いや、これ賛成なのだけれども、私としてはふえればいいのになど。今15万キロが一つの目安だと、こういうことなので、割と役所の車というのは長期間乗っても程度がいいので、使えるならもう少し使ったらどうなのだろう、単純にそんな考えだったので、それはもう難しいと、こういうことだね、内部の設備なんかも含めての話だけれども。

鈴木委員長 答弁は。

消 防 長 こちらほうの高規格救急自動車については、実は現在山北分署に2台配備しているわけであるけれども、こちらの第2救急車もかなり古い救急自動車を利用して、そちらに入れかえさせていただくということで現在考えている。

佐藤 重陽 では、今あるやつも活用する方向で考えていると、こういうことか。

消 防 長 そのとおりである。

佐藤 重陽 了解。

本間 清人 今それは活用されるということだったけれども、例えば普通の公用車が入れかえしたときに、年に何回とか公用車の競売みたいなやつ、程度のいいやつも売れるではないか、消防自動車もそうだし。ただ、こういう高規格のやつというのは、例えば今回入札随意契約でトヨタさんになったわけだけれども、一般の方がこれでは使用するのなかなかできないわけだけれども、普通我々が車を買うときには、まだ査定範囲であれば自分の車は下取りに出して新車を購入するわけだろう。そういう部分は、例えばこういう高規格自動車の場合は、今はそのやつを山北にやる。そうすると、その山北にある1台は廃車にするのか、それともそれは今度はその1台はどういうふうにするのか。

消 防 長 私どものほうであると、消防ポンプ自動車だとか積載車だとか、毎年度そういう状態で出てくるわけであるけれども、それについては、公売という形で売却しているものである。ただ、高規格救急自動車について、それここ何年かなかったものだから

ら、その点について一般の方購入できるか、そういう点についてちょっとあれなのだけれども、そういったやり方でもなくて、そういった救急自動車についていろいろ利用されている業者の皆さんとか、そういうのはあることは一応了解しているところである。

本間 清人

というのは、先日栗島のクリーン作戦行ってきて、栗島の役所のところの救急車らしきものとまっていたのだけれども、すごくぼろぼろなのだ。だから、もしそれ使わないで栗島のほうにでも寄附してもいいぐらい、何かそういうことも考えてもいいのではないかなと思って言っただけなのだが、ぜひ。もし、高規格で一般人そんな買うわけいかないし、入札してもあれなのであれば、今までは広域の中で一緒だったわけだから、栗島のほうが、栗島にあればこんな1,800万円の新車を買うなんていうことはできないわけだし、診療所今あるわけだけれども、ただそこに運ぶときにこういう高規格であれば、また少しこうやっていいだろうし、看護婦さんだっているわけだから、何かちょっとそういうのに寄附なんかしたら、栗島もそうしたら村上と合併するなんて言うかもしれないしなと思って、どんなものだろう。

消 防 長

現在栗島にある救急自動車であるけれども、それも実は私どものほうから行った救急車ということで、そんなこともあるけれども、そんな中で栗島浦村さんのほうの状況あったら、いろいろご意見伺いながら進めていく部分もあっていいのかなと思っているところである。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第81号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4

議第82号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（消防長 長 研一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

消 防 長

それでは、議第82号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について説明させていただく。こちらのほうは、5月10日、指名競争入札によって仮契約書を交わしているものである。こちらのほう、次のページごらんいただきたいと思う。仮契約書の隣に資料1ということでつけさせていただいている。今年度においては、消防ポンプ自動車、村上方面隊第1分団第2部庄内町、第2分団第5部岩船上大町、軽の積載車が村上方面隊第4分団第13部日下、神林方面隊第1分団第6部塩谷ということで、あと小型動力ポンプについては岩船上町、吉浦また朝日方面隊板屋越、上野、大行、山北方面隊脇川ということで、このように今年度配備計画している。よろしくお願ひしたいと思う。

(質 疑)

板垣 一徳

消防長、参考までに今現在このポンプ自動車、あれはこの軽自動車の搭載車、それから小型ポンプ、値段ちょっと教えてくれ。

消 防 長

今回の入札の額ということになるけれども、ポンプ自動車については1台2,084万

431円、軽積載車、こちらについては379万4,320円、小型動力ポンプ1台190万6,200円ということである。

板垣 一徳
鈴木委員長
板垣 一徳
鈴木委員長
消 防 長

ついでに、参考までに補助率。

補助率。

国の補助率が何か、100%来るのか。

国の補助率。

今回のものは、補助を受けて購入するものではない。内容については、私どもで過疎債ということで考えているのだけれども、そのようなことで補助率とかは今回はない。

板垣 一徳
消 防 長
板垣 一徳
消 防 長
板垣 一徳

過疎債使おうが使うまいが補助率というのはないの。

補助金でない。

補助だ。ないの。

今回は補助金ない。

消防のこのポンプを小型も含めてだが、これはそうすると負担額というのは毎年ないのだね。

消 防 長

そちらを利用するときもあるわけであるけれども、今年度の場合は、そちらの利用はないということになる。

板垣 一徳

ということは、過疎債を使ったからないと、こういうふうな受けとめ方でいいの。おかしいな、それ。

鈴木委員長
消 防 長

何でならなかったのか、その理由を言ってくれ。

私どものほうで通常利用している緊急消防援助隊設備整備費補助金というものがあるわけなのだけれども、これは補助率ということでいろいろあるわけであるけれども、私どものほうの、これは私どもの消防署の車両になるわけなのであるけれども、その緊急消防援助隊の登録台数が私どもの部隊の50%を超えることになると、それ利用できないことになるので、今回はそちらのほうは利用しないことになった。

板垣 一徳

それは、利用しないということはわかったのだ。過疎債を使って、その補助率のあるところは使わないよと、それは今消防長の説明で、いわゆる50%以上の車になれば、台数がオーバーになれば該当しないと、こういうことなのだろう。だから・

消 防 長

先ほど申し上げた緊急消防援助隊の設備整備補助金であるが、これは常備消防のほうの実は補助金であって、私ども非常備のほうについては、今回全くそちらのほうを、そちら使わずに過疎債ということでお話をいただいていたので、今年度についてはそういう形でさせていただいているものである。

板垣 一徳

では消防長、過疎債はポンプ車の過疎債の金額であれば、毎回でも使われる、村上市は過疎債適用になったのだから。そうすれば、毎回過疎債使って単なる自動車に住民の安心・安全をやったらどうだ。その意味合いがちょっと私には、もう少し説明よくできないのか。

鈴木委員長
佐藤 重陽
鈴木委員長
佐藤 重陽

わかりやすく説明してくれ。佐藤委員、ちょっと待って。

そのことで。

でも、まだ答えていないから。

違う、板垣委員のことで確認をして、同じことを聞くのだけれども、要は非常備消防は毎たび市費で購入していると、こういうことなのか、常備消防以外は。

板垣 一徳

いや、常備消防の分だねかね、これ。配置位置が村上市庄内町、塩谷、小型動力が

ンプの場合は山北、板屋と、こう載っているだろう。非常勤消防だ。

(「非常備でしょう」「だから、今回はというから答弁のとき市が負担している。だから、財政課長いたんだから、ケース・バイ・ケースでその財政内訳説明してやればいいんだ」と呼ぶ者あり)

財政 課長 非常備のほうは、私の記憶の中だけれども、ここ数年緊急防災・減災債という、いわゆる起債で対応していて、昨年もそうだったけれども、今回もそうで、ほとんどこれは99%程度の・・・

板垣 一徳 補助率だろう。

財政 課長 はい。補助というか、要するに見込まれるわけだ。地方交付税の算入が70%ということで、非常に有利な起債なものだから、こちらを利用して非常備のほうは整備しているというのがここ数年の状況だ。

板垣 一徳 財政課長、よくわかった。私どもも、この消防ポンプの普及というのは署長、今言うように軽自動車積載車も、小型ポンプも写真見てわかるだろう。小型ポンプになると、自分たちの集落の軽自動車に乗せて運ばなければならないのだ。この軽の場合は搭載されるのだ。だから、100%補助であれば、個人の車に搭載して火災現場に向かわせるよりも、軽自動車にしたほうがいいということ今までも過去何回もあったのだ。だから、その辺のことは要望でいいが、署長、この金が無償であるということであれば、そういう安全・安心ということも考慮してやっぱり配備したほうがいい。要望でいい。

消 防 長 私どものほうも、こちらの車両の配備については消防団といろいろ相談させていただいて、その中で今回の村上の庄内町また岩船の上大町、こちらのほう準防火地域多く抱えていて、住家連檐している地域抱えている関係もある中で、やはり今までどういったものを入れようということで団の最高幹部会議のほうで決定いただいて、決定させていただいたものである。今後地域を一番よく知っている皆様方と常にやはり連絡取り合いながら進めてまいりたいと考えているので、よろしく願いしたいと思う。

副 市 長 今のご意見であるけれども、それぞれの方面隊の消防団の皆さん方には本当にご苦労いただいているというふうに思う。消防長からの説明でちょっと不足があったけれども、いざというときに備えるために、やっぱり最新のものをしっかりとそろえていくということについては大事だというふうに思うし、有利な起債を活用しながら、今回まとまった額にはなるけれども、そういったことを基本に置きながら進めていきたいというふうに思うので、ご理解をいただきたいと思う。よろしく願いする。

〔委員外議員〕

渡辺 昌 資料2のところポンプ車の写真載っているのだけれども、以前自分が総務の委員のときに、この車の上についている黄色いところ、この前も朝日の演習出たのだけれども、村上市と書いてあるのと集落名書いてあるのが混在していて、まだ集落名が多かったのだけれども、以前総務のときに集落名のほうがわかりやすくいいのかなという意見したのだけれども、これ今後は入れかえのたびに全部村上市にして、最終的にはここはみんな全部村上市と入るような考え方でよろしいのか。

消 防 長 村上市という表示に統一させていただいている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第82号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

鈴木委員長　以上で当委員会に付託された議案の審査等については全て終了した。これら議案審査等についての委員長報告作成は、委員長に一任させていただきたいと思うが、これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木委員長　ご異議ないので、委員長報告の作成は委員長に一任された。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

（午前11時36分）